

令和2年6月26日

保護者の皆様

港区立御成門中学校
校長 佐藤 太

7月中の学校生活について

保護者の皆様のご協力により、分散登校も第4週を無事に終えようとしております。さて、本校では、港区教育委員会による「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン」に基づいて、7月中の教育活動を下記のように進めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

記

1 感染症予防の方策

(1) 生徒への指導

- ①朝は7時45分に開門する。(開門時間に、ご相談のある保護者の方はお申し出ください。)また、登校時に、入口で手指の消毒とマットを使用した靴(下足)の消毒をさせる。
- ②学校は、生徒に対し、登校後や給食前、体育の授業後、昼休みの校庭開放の後、トイレ使用後などの手洗いを徹底させる。
- ③生徒に対し、マスクの着用・咳エチケットの励行について指導する。ただし、夏期の登下校に際し、気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、登下校時は他の人と十分な距離を取った上で、マスクを外すこともできる指導をする。
また、熱中症対策として、水筒を持参して水分補給をこまめに、十分に行うよう指導するとともに、これまで同様に、体育着登校を奨励する。
- ④生徒等に対し、感染症対策用に、清潔なハンカチ、マスクを置いたり入れたりする際の清潔なビニールや布等を持参するよう指導する。
- ⑤生徒に対し、マスクを廃棄する際、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄するよう指導する。また、給食等の際にマスクを外す場合は、清潔なビニールや布等の上に置く等の指導を行う。
- ⑥生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。朝の学活時に「健康観察カード」を各学級で提出をさせ、健康観察を行う。検温等ができなかった生徒や体調がすぐれない生徒に対しては、別の場所で検温及び風邪症状の確認をする。体調不良者は、保護者と確認した上で下校させる。
- ⑦特別教室以外での授業は、原則、各学級の教室において学級単位で行う。各教室では机と机の距離をできるだけ広くとる。また、一日の日程は、朝読書も行う通常の流れで進める。
- ⑧廊下・階段は、右側通行とし、密集をさける指導をする。
- ⑨下校時も、玄関口等で密集とならないよう、すみやかに下校させる工夫をする。
- ⑩公共交通機関等で登下校している生徒には、交通機関内での会話を可能な限り控えるなど、飛沫感染の防止に努めるよう指導する。また、可能な限り、ソーシャルディスタンスの確保(周囲の人との間に距離を保つこと)に努めるよう指導する。

(2)教職員等への指導

- ①教職員等は、生徒と接することから、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの励行など健康管理等の感染症対策を徹底する。
- ②教職員は毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努める。また、健康状態に不安があるときや発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養する。

(3)校内環境について

- ①学校の玄関等、校内に消毒用アルコールを設置するなど、手指の衛生を保つ環境を整備する。
- ②常時、教室の後ろ扉は取り外し、前扉は開放する。また、エアコン等を使用している際にも、換気を必ず行う。生徒は、このような教室環境のもとで体操服や標準服を工夫して体温調節し健康管理に努める。
- ③多くの生徒・教職員等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、必要に応じて、登校前に、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を保つようにする。共用の教材教具なども同様に消毒する。また、教職員等が使用する電話等、複数の人が使用する物についても、消毒を行う。
- ④来校者すべての方に、入館前の手指の消毒とマットを使用した靴(下足)の消毒をさせる。

2 感染症対策に留意した各教科等の指導について

- (1)授業中など、教員は飛沫防止のためマスクの着用する。ただし、主に口話による意思疎通を図っているために聞こえづらさのある生徒の在籍する学級においては、教員がフェイスシールドを着用して指導するなどの対応をする。
- (2)授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は時間を限定して行う。生徒の会話や発声などが必要な場合は、マスクの着用をする。
- (3)具体的な各教科等の指導の扱いについては、以下の通りとする。
 - ①体育の授業では、運動中、マスクを着用しないよう指導する。また、生徒が熱中症にならないよう水分補給や日陰での休息をとるようにし、運動の内容に配慮する。今年度は、更衣室での密を避ける必要があることからプールに入水する水泳指導は行わない。ただし、水泳部の活動では、7月1日からプールに入水する活動を行う。
 - ②音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動は、身体的距離を確保して行う。指導にあたっては、十分に扉と窓を開けた音楽室や広い場所で環境を整えて授業を実施する。
 - ③家庭科における調理実習は、調理器具の使用前後の消毒や器具を共用する場合の消毒を行うことができる環境を整えた上で、実施する。
 - ④授業中、体調不良を感じた生徒が申し出しやすい環境や促しを行い、生徒からの申し出があった場合は、速やかに対応するとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。
 - ⑤発熱など、生徒や教職員に、感染症罹患の疑いがでた場合は、第二保健室(被服室)で対応する。
 - ⑥生徒間で学習用具・筆記用具等の貸し借りは控えさせる。

3 学校給食及び昼食について

- (1)配膳や下膳を教職員、生徒が行う場合、教職員、生徒は手指のアルコール消毒を行い、手袋を着用する。
- (2)当面、給食の際に飛沫を飛ばさないよう、机を前向きにするなどの工夫を継続する。1学期は、1, 3年生が教室で、2年生がランチルームで給食をとる。

4 休憩時間及び清掃活動について

- (1)授業中に引き続き、教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。
- (2)休憩時間中に校庭で活動した場合やトイレを使用した場合は、教室に帰る前に手洗いを徹底する。
- (3)休憩時間、マスクを着用した状態での炎天下における急激な運動を控えるなど、熱中症対策に努める。
- (4)環境衛生を保つ上で行う清掃活動は、換気の良い状況の中で、マスクをした上で行う。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。

5 部活動について

- (1)部活動の開始に当たっては、感染症予防対策を講じた上で行き、最終下校時刻を午後6時30分に戻す。更衣室での密を避けるため、部活動のある日は体育着登校を奨励していく。
- (2)運動部活動の身体的接触を伴う活動は、安全対策を講じながら行う。使用する用具等は可能な限り共用を避けるように努める。
- (3)吹奏楽部等は、身体的距離を確保した上で、管楽器を用いる活動を行う。活動に当たっては、十分に扉と窓を開けた音楽室やピロティなどの広い場所で演奏する等、環境を工夫する。
- (4)運動部活動を実施する際は、急激な運動を行うと、怪我などの恐れもあることから段階的に進めていく。
- (5)中学校体育連盟などによって行われる夏季大会やコンクール等は、中止とするという通知が来ている。
- (6)更衣室を使用する際は、常時、換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう指導する。
- (7)部活動で使用する用具等については、使用後に消毒等を行うなど安全衛生上の措置を行うとともに、生徒間で不必要に使いまわしをしないよう指導する。
- (8)土日・休日の活動をする場合は、活動開始時に「健康観察カード」を提出させるとともに健康観察を行う。検温を忘れた生徒に対しては、検温・健康確認をした上で活動に参加させる。

6 年間行事等の見直しについて

- (1)学校の実態に応じて時間割の編成を工夫し、学校の実態に応じて、15分から40分程度の短時間学習の実施等により、授業時数の確保に努める。
- (2)学校行事の精選や土曜授業日(17回)、都民の日における授業日、等の取組により、標準授業時数(1年1035時間、2年1015時間、3年1015時間)の確保を目指す。

7 学校行事等について

- (1)健康診断日は、校医と調整し、当該年度末までの間に実施する。
- (2)運動会・合唱コンクール・三年生を送る会などは、密とならない企画で代替の行事として計画していく。
- (3)2年生の夏季学園は区から中止と決定されている。1年生の移動教室は3学期に行う検討をする。3年生の修学旅行は、3学期に行う行事として計画していく。
- (4)2年生の職場体験は、代替のものを計画していく。ゲストティーチャーを招いての学習は、密とならない企画を工夫して実施する。
- (5)全校朝会など、生徒が一堂に集まって行う活動は、当面、校内放送を使用するなど、密を避ける工夫をした上で実施する。
- (6)教育実習の受け入れについて、9月から2週間、実習生を受け入れる。
- (7)港区教育委員会等が主体となって開催する連合行事関係については、港区教育委員会から以下の決定がなされている。
 - ・ 連合運動会や連合体育大会、水泳記録会は、中止する。
 - ・ 中学校音楽鑑賞教室、英語発表会、音楽交歓会、合同学校説明会は、中止する。

8 登校の判断

- (1)感染症の予防上、保護者が生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、「出席停止の日数」として記録する。また、その予防上、保護者が生徒を遅刻・早退させた場合の扱いも、同様の対応をする。
- (2)国や地域を問わず、滞在先から帰国した生徒については、帰国後2週間は生徒及び保護者との連絡をとりながら、外出を控え、自宅に滞在するよう要請していく。

9 通級における指導の留意点

- (1)ステップアップルームやあおい教室など、通級における指導は、原則として7月1日(水)を目途に、指導を開始する。
- (2)通級における指導の際は、教室の換気を十分に行うとともに、生徒と教員が飛沫による感染を予防する対応をとった環境のもとで行う。

10 学校図書館について

- (1)図書室の入室前に手指の消毒を行い、利用後にも手洗いをを行うよう指導する。
- (2)昼休み、放課後の利用は、座る位置を指定したりするなどして密とならない工夫をする。
- (3)図書館を開館している間は、窓を開放し、十分に換気を行う。
- (4)学校司書、学校図書館支援員は、マスクを着用して業務を行う。
- (5)貸し出し業務は、学校司書・図書館支援員・教員が当面行う。

11 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処等について

- (1)感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように指導を行う。
- (2)生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導を行う。

(問い合わせ)

港区立御成門中学校 副校長 阿部俊幸
電話 03-3436-3568